

平成29年第1回宮古島市農業委員会総会議事日程

1) 会議の日時 平成29年1月24日 火曜日 14時00分
会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 30名

3) 議決の事項
日程第1 議事録署名員の指名について

28番 前 泊 恵 29番 渡 真 利 等

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 非農地証明交付申請の承認について

平成29年第1回宮古島市農業委員会総会 会議録

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇 盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧 健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

1. 開催日時 平成29年1月24日 火曜日 14時00分から16時42分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (30人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事録署名委員

議長 野崎 達男

28番委員 前泊 恵 29番委員 渡真利 等

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明	次長 上地 寿男	次長兼農政係長 川満 秀盛
農地係長 川満 邦弘	主査 豊見山 徹	調整官 下地 一史

開 会 14時00分

閉 会 16時42分

7. 会議の概要

平成29年1月24日

開会：14：00

議長 ただ今から、平成29年第1回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は30名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、28番前泊恵委員、29番渡真利等委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の豊見山徹氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思っておりますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は7件でございます。
まず、受付番号1番から7番までの説明をいたします。
【議案第1号、受付番号1番から7番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
受付番号1番から7番までは、議案書7ページから13ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、東急ホテル西側約400メートルに位置し、現在はローズグラスが植えられていました。農業経営の規模拡大を図る予定です。

5番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺線沿い「蔵王自動車」から南へ約200メートルに位置し、半分は去年の夏植えがあり、半分は来期春植えの予定です。畜産業とサトウキビ栽培の複合経営で、規模拡大を図る予定です。

9番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、来間共同乾燥場から約100メートルの十字路を左折、200メートル先の十字路を右折し約200メートルのところに位置しています。申請人は平成28年8月頃に宮古島に移住し、当時耕作放棄地だった申請地を、農地として使用できるまでに開墾しました。野菜や果樹の露地栽培を頑張りたいということです。

18番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、福嶺小学校東側約100メートルに位置しています。申請人は、シークワサーなどの製造加工の会社を経営しており、本社は豊見城市にあります。今回宮古島市での農業経営開始ということです。

19番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮原から一周道路向け、一周道路手前200メートル左折、約100メートルに位置し、現在は葉たばこの植え付け準備中でした。収穫後に申請人がサトウキビを植える予定です。申請人は運送業を営んでおりますが、これからサトウキビ栽培を頑張っていきたいという事です。

29番委員 受付番号6番・7番について、現地調査の結果を報告いたします。
6番の申請地は、来間共同乾燥場南側約700メートルに位置し、現在はサトウキビが植えられており、申請人が小作中です。周辺もサトウキビ畑です。

7番の申請地は、高千穂コミュニティセンター西側約200メートルに位置し、半分はカボチャ栽培、半分は採草地にする予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 受付番号4番についてですが、下限面積50aに対し、申請面積が2,713㎡となっていますが、補足説明をお願いします。

事務局 申請人の(株)夢感動ファームは、現在東村で約5haの農地を取得しており、東村農業委員会から耕作証明をいただき確認しました。農業生産法人が他の自治体で農業経営をする際、責任者を配置し畑の管理をするということであれば、農地面積は合算できるとなっています。今回の申請面積は下限面積に足りませんが、東村にある農地面積と合算されますので問題ありません。

2番委員 休憩を求めます。

議長 休憩します。

休憩 14:17

【休憩中の質疑応答】

2番委員 責任者の配置があれば、宮古島市以外の県内の企業が宮古島市で農地を取得して面積合算できるということですが、県外企業の場合はどうなりますか。

事務局 県外企業の場合は基本的に農地取得を認めておりません。ただ、沖縄県内に会社登記をすれば可能になります。

2番委員 県外企業が沖縄県に登記をすれば、県外の農地面積との合算も可能ということですか。

事務局 はい。その際、耕作証明書の添付があれば可能です。

委員 個人の場合は認められますか。

事務局 沖縄本島内においては、他の市町村にまたがる場合耕作証明書があれば農地の取得はできます。

合併前の宮古島でも同様に、各市町村で発行する耕作証明書を添付しておりました。しかし、今回の案件のような事例については、個人には認められていません。

委員 分かりました。ありがとうございました。

再開 14 : 24

議長 再開します。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から7番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は2件でございます。まず、受付番号8番から9番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号8番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号8番から9番までは、議案書14ページから15ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

14番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。申請地は、宮古製糖城辺工場から消防署向け、坂の途中で左折、旧清掃センター裏門近くに位置し、現在はサトウキビの夏植えがされていました。

19番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。申請地は、細竹集落最初の十字路から水源地向け約50メートルに位置し、今期収穫予定のサトウキビが植えられていました。申請人は以前から字有地を使用してサトウキビ栽培を頑張っております。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

26番委員 受付番号9番について、譲渡人：細竹自治会外31名とありますが、これは自治会会員全員ですか。

事務局 この人数は登記簿上にある会員32名の人数であり、自治会会員全員ではありません。

26番委員 資料では31名とあり、説明では32名となっているのはなぜですか。

事務局 実際は39件ありますが、8件分については自治会が取得していますので自治会名義に、残り31件については個人名義のままという事です。

26番委員 農地法の運用上、名義や持ち分を分離したままでいいのでしょうか。

事務局 自治会所有の土地についてのご質問だと思いますが、この申請地は登記簿上原野です。自治会の許可を得て申請人が開墾し、畑として使用している状況です。自治会は小作料を徴収して自治会費に充てるという事です。原野であっても、開墾して畑として使用している事実があれば、現況は農地として認めなければならないと考えます。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号8番から9番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は3件でございます。
まず、受付番号10番から12番までの説明をいたします。
【議案第1号、受付番号10番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
受付番号10番から12番までは、議案書16ページから18ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号10番から12番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
次に日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

- 事務局 今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は3件でございます。
まず、受付番号1番から3番までの説明をいたします。
【議案第2号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
- 9番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、空港から下地向け、「たらま屋」を過ぎて2つ目を左折し約400メートル、民宿の角を右折して約100メートル、右手牛舎の真向かいに位置し、現在はすでにハウスが建っており3月頃から野菜の植え付けを始めるという事でした。
- 11番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、前方原347-7、345の2筆は野原共同乾燥場南側約150メートルに、残り3筆は、千代田カントリーファーム5番ホール近くに1筆、そこから約500メートルに1筆、700メートルに1筆位置し、いずれも今期収穫予定のサトウキビが植えられています。以前から申請人が利用権設定して使用していますが、今回再設定ということです。
- 18番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、福嶺交番から新城集落向け進んだ十字路を保良集落向け約500メートルに位置しています。今回の利用権設定は基盤整備に伴うものと思われれます。申請人は、ニガウリやマンゴーなどの施設栽培を頑張っていきたいということです。
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。
- 《異議なしの声あり》
- 議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。
- 《異議なしの声あり》
- 議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
- 事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は6件でございます。
まず、受付番号1番から6番までの朗読説明をいたします。
【議案第3号、受付番号1番から6番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
- 9番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、山中集落内「エホバの王国会館」真向かいに位置し、現在マンゴーハウスがあ

り、取得後も継続してマンゴー栽培をしていくということです。

- 1 1 番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、安谷原148-1は、新里第2団地斜め向かいに位置し、現在は今期収穫予定のサトウキビが植えられていました。安谷原235-31、235-453～454の3筆は、消防上野出張所南側約200メートルに、東素原940-1はホテルアラマンダ北側約400メートルに位置し、この4筆は現在、サトウキビ収穫後でした。
- 1 2 番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、西東仲原集落から宮古製糖城辺工場向け、坂の頂上左約300メートルに位置し、現在は今期収穫予定のサトウキビが植えられていました。
- 1 4 番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、砂川保育園北側約600メートルに位置し、土地改良・灌漑も全て済んでいる地区です。去年の不在地主相談会の案件で、いずれ売りたいという相談でしたが、今回申請に至りました。
- 1 8 番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、新城公民館から新城海岸向け、旧新城ぶんみゃーがあり坂を上がった右手に位置しています。申請人は長年葉たばことサトウキビ栽培を頑張っております。
- 1 9 番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、袖山浄水場から下って2つ目右へ約200メートルに位置し、現在はカブ出し管理がされてきました。農業生産法人として、サトウキビ専任で頑張っていきたいということです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩します。

休憩 14:52

再開 15:02

議長 再開します。

議長 次に、日程第5議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条申請は2件でございます。

まず、受付番号1番から2番までの説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番から2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いします。

2番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成29年1月12日に行いました。調査員は3番砂川博一委員、2番私、長濱と野崎会長、宮古農林水産振興センターより宜保主任、事務局から、土地次長、川満係長、下地調整官の7人で行いました。

始めに9時40分から10時00分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条2件、5条9件、非農地証明3件、計14件の現地調査を10時00分から15時00分まで行い、15時10分から15時30分まで調査内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした。報告します。それでは、4条申請について説明いたします。

それでは、受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は農用地区域内、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、農用地区域内にある農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

4番委員 建築物の数について伺います。牛舎を3棟建設するという事でよろしいですか。

事務局 参考資料5ページをご覧ください。現在建築物がありますが、こちらの既存施設と新たに建設予定（JA事業）の施設を合わせて3棟ということです。既存施設については、顛末書の添付がありませんが、追認案件になります。

4番委員 既存の牛舎があるようですが、堆肥盤の設置はどうなっていますか。堆肥は産業廃棄物扱いになるので、野積みしないための施設等建設の申請はありませんか。

事務局 こちらの案件は事業主体がJAとなっております。現場確認の際に堆肥盤の整備についても指導を行いました。現在は施設裏手に野積み状態ですが、牛舎新設に伴い速やかに堆肥盤の整備もするという事です。事務局としては、事業計画書の提出について今後も指導していきます。

4番委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

11番委員 申請書の3、転用計画についてですが、建築面積と所要面積が同じになっていますが、正確な建築面積を記載するべきではありませんか。

事務局 建築面積は申請書のとおりで間違いありませんが、所要面積については、施設への進入路や堆肥盤設置の際の重機等の進入路も関わってきますので、JAに再度確認して、正確な面積に訂正したいと思います。

11番委員 休憩を求めます。

議長 休憩します。

休憩 15:04

再開: 15:08

議長 再開します。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は下地川満内原地区にあり、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、一団の農地に囲まれた第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第5議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第6議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は9件でございます。
まず、受付番号1番から9番までの説明をいたします。
【議案第5号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は下地川満集落近く、老人施設「ラポール」に隣接しており、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、原野・宅地等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は沖縄県宮古事務所（旧宮古支庁）から県立宮古高校向け中間あたりに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、用途地域（第1種低層住宅専用地域）の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

4番委員 参考資料10・11ページをご覧ください。10ページに示してある申請地665-4は、11ページの赤い線で囲んである部分ではないと思います。

事務局 委員のご指摘のとおりです。申請地は赤い線で囲んである部分の左側になります。また、11ページの転用目的が共同住宅となっていますが、倉庫の間違いです。訂正してお詫びします。
すみませんでした。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は沖縄県宮古事務所（旧宮古支庁）から県立宮古高校向け中間あたりに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域（第1種低層住宅専用地域）の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は沖縄県宮古事務所（旧宮古支庁）から県立宮古高校向け中間あたりに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域（第1種低層住宅専用地域）の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松地区内で行われている松原地区基盤整備事業区内に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、農用地区域内にある農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は北中学校西側約300メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地・原野等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

いですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は池間集落に隣接しており、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地・原野・雑種地等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は伊良部佐和田の浜海岸近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、段差・宅地等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は伊良部字池間添東火山地区に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、農用地区域内にある農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第7議案第6号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願は3件でございます。
まず、受付番号1番から3番までの説明をいたします。
【議案第6号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、池間一周道路の池間集落から手前の海側の高台に位置しており、表土が浅く石混じりの土壌で雑木等が生い茂り、農地としての使用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断いたしました。(B分類)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、久松バイパス線のJA給油所近くに位置し、宅地等の建設が進み2・3メートルの雑木等が生い茂り農地としての使用は困難なことから、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、カママ嶺公園近くに位置し、宅地等に囲まれた用途地域の指定内にあり農地として

の使用は困難なことから、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の議案・報告の審議は全て終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手でお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

2番委員 1月14日・15日に県内不在地主相談会が行われました。宮古島に戻り農地パトロールをした際、耕作放棄地になっているところもいくつか見受けられました。農地を貸したい人、借りたい人が多々いる中、畑に再生できる場所は拾い上げて早急に再生していくべきだと思います。農政課に再生事業があると思いますが、なかなか動きが鈍い気がします。このままでは、多くの農地が非農地になっていく可能性が懸念されます。我々農業委員会として取り組みを強化し、農政課にも要請しながら再生事業を有効活用してもらい耕作放棄地解消に努めなければならないと思います。この場で皆さんと話し合いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

議長 このような案件につきましては、事務局の方で農政課と調整を続けております。不在地主相談会の後であれ、今後も何かしらの発見があればその都度事務局に報告していただければ、事務局の方で対処いたしますので、よろしく願います。それでよろしいでしょうか。

議長 ほかにご発言があればこれを許します。

(発言なしの声あり)

議長 発言がないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成29年第1回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございます。

閉会 16:42

平成29年1月24日

会 長 野崎 達男

28番委員 前 泊 恵

29番委員 渡真利 等